

○栃木市重度障がい児支援手当支給条例施行規則

平成22年3月29日

規則第116号

改正 平成24年3月29日規則第20号

(題名改称)

平成27年12月25日規則第61号

平成28年3月23日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市重度障がい児支援手当支給条例（平成22年栃木市条例第138号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則20・一部改正)

(申請に要する書類)

第2条 条例第4条第1項に規定する申請は、重度障がい児支援手当支給認定申請書（別記様式第1号）に保護者、保護者の配偶者及び扶養義務者の前年の所得を証することができる書類並びに次の各号に掲げる書類のいずれかを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 療育手帳
- (2) 身体障害者手帳
- (3) 条例第2条第1項各号に規定する者であることに関する医師の診断書その他障がいの状態を証する書類

(平24規則20・全改)

(支給適否の通知)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、重度障がい児支援手当支給決定・却下通知書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(平24規則20・全改)

(届出)

第4条 条例第4条第2項の規定による届出は、重度障がい児支援手当現況届（別記様式第3号）に保護者、保護者の配偶者及び扶養義務者の前年の所得を証することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 手当の受給者は、住所若しくは氏名を変更し、又は受給資格を喪失したときは、速やかに重度障がい児支援手当受給資格（変更・喪失）届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(平24規則20・一部改正)

(資格喪失の通知)

第5条 市長は、前条第1項の届出書の提出があったときは、重度障がい児支援手当支給継続・停止決定通知書（別記様式第5号）を当該受給者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の届出書が提出され、受給者が受給資格を喪失したと認めるときは、重度障がい児支援手当受給資格喪失通知書（別記様式第6号）により当該受給者に通知するものとする。

（平24規則20・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大平町重度心身障害児扶養手当支給条例施行規則（昭和50年大平町規則第2号）又は藤岡町重度心身障害児扶養手当支給条例施行規則（昭和49年藤岡町規則第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第61号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（栃木市重度障がい児支援手当支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この規則による改正後の栃木市重度障がい児支援手当支給条例施行規則の規定は、施行日以後の申請書及び届から適用し、施行日前になされた申請書及び届については、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第18号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（栃木市重度障がい児支援手当支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 栃木市重度障がい児支援手当支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、同日前になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

別記様式第1号（第2条関係）

重度障がい児支援手当支給認定申請書					
保護者氏名		続柄	生年 月日	年 月 日	
個人番号					
保護者の 配偶者氏名		保護者の 扶養義務者氏名			
個人番号		個人番号			
児童氏名		生年 月日	年 月 日		
個人番号					
性 別	男 ・ 女	障がい 程度等			
住 所					
振込先	金融 機関名	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所
	預金種別	普通 当座	口 座 番 号		
	フリガナ 名 義				
<p>関係書類を添えて、重度障がい児支援手当の支給認定を申請します。                      なお、本手当の認定に際し、私及び私の世帯員の前年の所得に関する                      情報について確認することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 <span style="float: right;">㊞</span></p> <p>(宛先) 栃木市長</p>					

別記様式第2号（第3条関係）

重度障がい児支援手当支給決定・却下通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで申請のあった重度障がい児支援手当について次のとおり決定しましたので、通知します。

1 支給決定

対象児童 ( 年 月 日生)

支給額 月額 円

支給開始月 年 月分から

(4月、8月及び12月支払)

2 支給申請却下

理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号（第4条関係）

重度障がい児支援手当現況届

年 月 日

(宛先) 栃木市長

住所

氏名

㊞

栃木市重度障がい児支援手当支給条例第4条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて現況を届け出ます。

なお、本手当の支給認定に際し、私及び私の世帯員の前年の所得に関する情報について、確認することに同意します。

対象児童 氏名 (生年月日)	( . . )	住所				
対象児童 個人番号		電話 番号				
障がい 程度等						
対象児の状況	1 在宅 2 施設に入所（入所年月日 年 月 日） 3 その他（ ）					
保護者の状況	1 対象児と同居し、生計を維持 2 その他（ ）					
前年の 所得 状況 等		氏名	個人番号	扶養親 族等 の 人 数	前年の所得額	審査 結果
	保 護 者			人	円	
	配 偶 者			人	円	
	扶養義務者			人	円	

別記様式第4号(第4条関係)

<p>重度障がい児支援手当受給資格(変更・喪失)届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 栃木市長</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>次のとおり届け出ます。</p>			
対象児童		( 年 月 日生)	
対象児童 個人番号			
変 更  (月日)	住 所	新	
		旧	
	氏 名	新	
		旧	
<p style="text-align: center;">理 由</p> <p>喪 失 (月日)</p>			

別記様式第5号（第5条関係）

重度障がい児支援手当支給継続・停止決定通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで現況届の提出のあった重度障がい児支援手当については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給継続

対象児童 ( 年 月 日生)

支給額 月額 円

支給継続の期間 年 月分から 年 月分まで  
(4月、8月及び12月支払)

2 支給停止

支給停止の期間 年 月分から 年 月分まで

理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市(市長が代表者となります。)を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

重度障がい児支援手当受給資格喪失通知書

年 月 日

様

栃木市長



次の理由により、重度障がい児支援手当の受給資格が喪失しましたので通知します。

1 資格喪失の時期 年 月 日

2 理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第1号（第2条関係）

（平24規則20・全改、平27規則61・一部改正）

別記様式第2号（第3条関係）

（平24規則20・全改、平28規則18・一部改正）

別記様式第3号（第4条関係）

（平24規則20・全改、平27規則61・一部改正）

別記様式第4号（第4条関係）

（平24規則20・平27規則61・一部改正）

別記様式第5号（第5条関係）

（平24規則20・全改、平28規則18・一部改正）

別記様式第6号（第5条関係）

（平24規則20・追加、平28規則18・一部改正）